

## 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」開催要綱（案）

### 1 目的

携帯電話等を中心とした、受信者の同意を得ず一方的に送信される広告・宣伝目的の電子メール（いわゆる迷惑メール）について、近年における送信行為の巧妙化・悪質化等を踏まえ、各国で行われている法整備等との国際的な整合性に配慮しつつ、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）に基づく取締り及び電気通信事業者における受信回避のための取組等に関し、迷惑メール流通の抑制・防止のために必要な対応方策について幅広く検討を行うことを目的とする。

### 2 名称

本会は、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) 法施行後の迷惑メールの状況の変化
- (2) 諸外国の法制度の整備等の状況
- (3) 法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発等の対応方策の検討

### 4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 本会の開催期間

本会の開催期間は、平成16年10月から平成17年3月末を目途とする。

### 6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

五十嵐 善夫	ボーダフォン(株)経営企画本部 常務執行役 経営企画本部長
岡村 久道	弁護士
加藤 雄一	ニフティ(株)常務取締役インターネットビジネス本部長
岸原 孝昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長
西郷 英敏	NTTコミュニケーションズ(株)ブロードバンドIP事業部 事業部長
佐伯 仁志	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
高橋 徹	(財)インターネット協会 副理事長
長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
奈良谷 弘	KDDI(株) au事業本部 au事業企画本部 本部長
新美 育文	明治大学 法学部教授
野口 尚志	(社)日本インターネットプロバイダー協会 理事 行政法律部会副 部会長
比留川 実	(社)電気通信事業者協会 専務理事
別所 直哉	ヤフー(株) 法務部長
松本 恒雄	一橋大学大学院 法学研究科教授
三膳 孝通	(株)インターネットイニシアティブ 取締役戦略企画部長
山川 隆	(株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長
好光 陽子	国民生活センター相談調査部調査役